

# 「多文化共生のまちづくり」を市民と共に

かわさき生活クラブ生協  
理事長 佐野 めぐみ

私たちは、それぞれの日々の生活の中で、生活クラブの組合員活動を通して、誰もが安心して暮らしやすい地域社会、子どもたちが希望を持って生きていける社会、たすけあい、ささえあいが息づく地域づくりを目指した市民活動をすすめています。

コロナ禍の今春、人と人が分断され、自粛生活が強いられました。あまりにいつもと違う状況に置かれたことで、日常のありがたさに改めて気づかされるとともに、戸惑い、ストレスを感じる事が多々ありました。また、この様な状況が今後も続くことで、不況や社会不安が世界的に拡大することが懸念されています。これまで以上に、偏見、弱い者への攻撃や排除、また差別的な行為が広がる恐れもあります。

日本では戦前から同化主義という考え方があります。日本人は素晴らしい、正しいことをしているとの考えから、北海道（アイヌ民族）や沖縄（琉球王国）、台湾、朝鮮半島、中国等において、その固有の文化や習慣を軽んじて、日本の言語、文化、生活様式などを強制し、人種差別を行ってきた歴史があります。しかし、こうした歴史について学校で子ども達は、ほとんど教えられないことはありません。

本来は、歴史も含めて事実を正しく伝え、相対的に見て、過ちは反省し、同じ過ちを繰り返さないことが重要ですが、現在の政治を含めた様々な場面でも同様に、都合の悪いことは隠されることが繰り返されています。自分を優位に保つために弱者をつくり、攻撃するような社会の背景には、戦前からの蓄積もあるのかもしれないと、歴史に触れるたびに思います。

欧米先進国には人権主義を規定するための法律がありますが、日本にはありません。折から日本の人権に厳しい国際評価が相次ぎ、国連から度重なる人権に関する勧告がなされてきました。しかし一向に応じない日本政府の姿勢そのものが、ヘイトスピーチや差別的な事件などを、当事者だけの問題と捉える無関心な大人、関係ないと考えている若者が多い現状をつくっているのではないかと思います。ヘイトスピーチは許されるものではありません。しかし、差別の現実があっても、その自覚すらない人が無関心になり、他人ごととして感じるようになります。

そうした中、日本の各地や川崎市で繰り返されてきた差別的行為やヘイトスピーチに対して、2016年にやっと「ヘイトスピーチ解消法」（本邦外出身者に対す

る不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）が成立されました。しかし「人種差別を許さない」というメッセージや認識づくりになっておらず、罰則規定が無く効力も弱いため、施行後も変わらず差別的行為が繰り返されています。

その後、川崎市で2019年12月に制定され、2020年7月1日から全面施行された「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」は、全国で初めてヘイトスピーチを犯罪と位置づけた画期的なものです。あらゆる差別の解消に向けて、平等と多様性を尊重したまちづくりを推進していくための今回の条例は、すべての市民が不当な差別を受けることなく、人権が尊重されることを中心につくられています。そのため、不当な差別であるヘイトスピーチと差別行為も含めて包括的に対応でき、刑事罰（告発）を設けたことで実行性が高まったと期待しています。しかし全面施行された後も、市内各地でヘイトスピーチが行われています。差別があるこうした状況は、平和な社会といえるのでしょうか。

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」ができるまでの川崎市の取組みには、地域での粘り強く熱心な市民活動がありました。しかしながら、だれしにも潜在的な差別意識があることがうかがえます。今後の川崎市の対応にも市民として注目していきつつ、引き続き人権が尊重されるまちづくりに向けた活動をすすめ、より多くの市民が差別をする考えや行動を変えていくことが必要だと考えています。

あらゆる差別の解消に向けて平等と多様性を尊重したまちづくりを推進していくために、この条例をきっかけにわたしたちには何ができるのか。より多くの市民が考え、地域ニーズを発見していき、多様なたすけあいを生み出し、つながりをつくり、課題解決力を高めていくことが大切だと考えます。

まずは組合員の思いを集め、ともに考えて、大きな力にして実現できることを増やし、地域活動と連携し、ひろげていく。こうした私たちの力を信じて活動していきたいと思います。多文化共生社会に向けて、まずは平和であること、自分を、人を、何より命を大切に思うところを育ていける地域社会を、より多くの人と一緒につくっていきたくて考えています。

（さの めぐみ）